

議員派遣について

[本会議での取り扱い]

- 議員派遣一覧表（目的、場所、期間、派遣議員）を本会議席上に配付し、議決を行う。
- 質疑、討論は行わず、即決の扱いとする。
- 意見等があれば、運営委員会で表明することができる。

【参 考】

地方自治法（第100条）

- ⑬ 議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

横浜市会会議規則（第117条）

市会において審査、調査その他必要により議員を派遣する場合は、市会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中にある場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

議員派遣一覧表(案)

目的	場所			期間	派遣議員
今後の横浜市政の発展に寄与するため、海外各都市を訪問し、パートナー都市提携を予定しているフランクフルト市議会との交流を図るなど、国際交流を促進するとともに、国際会議誘致施策、集客都市施策、文化芸術施策等に関する調査を行うため視察を実施する。	フランクフルト市 (ドイツ) アクラ市 (ガーナ)	ヨハネスブルグ市 (南アフリカ)	ワシントンD. C. (アメリカ)	平成23年11月5日から 平成23年11月19日まで	斉藤 達也 坂井 太 古川 直季 横山 正人 大桑 正貴
		サンパウロ市 リオデジャネイロ市 (ブラジル)	ニューヨーク市 (アメリカ)		石渡由紀夫 川口珠江 小尾康弘 中山智一 中山大輔 森 敏明 谷田部孝一
	イスタンブール市(トルコ) 香港(中国)		平成23年11月4日から 平成23年11月16日まで	加藤 広人 加納 重雄 斎藤 真二 高橋 正治 仁田 昌寿	
本市の自然エネルギー(太陽光発電他)政策をはじめとした環境施策及びMICEの推進に寄与すべく先進諸都市の事例を調査し、あわせて国際交流を促進すること。	フランクフルト市、フライブルク市(ドイツ) ベルン市(スイス) パリ市(フランス) シンガポール			平成23年11月5日から 平成23年11月15日まで	黒川 勝誠 酒井 健 渋谷 勝則 関 正人 山下 忠則 渡邊